

講義・演習概要（シラバス）

第2部課程第168期（平成25年10月22日～12月27日）

課 目 名	自治体訟務
時 限 数	4 時限
担 当 講 師	弁護士 本多 教義 <プロフィール> 昭和60年3月～早稲田大学卒業 昭和61年4月～東京都入都 平成16年10月～東京都法務副参事 平成21年7月～弁護士登録（東京弁護士会）
ね ら い	地方公共団体は、行政訴訟、国家賠償請求訴訟、住民訴訟等の被告となるだけでなく、原告として出訴する必要があることもある。本講義では、自治体職員が指定代理人として自ら、あるいは弁護士と協力するなどして訴訟に適切に対応できるよう、自治体訟務の実務能力を向上することをねらいとする。
講 義 概 要	民事訴訟法、行政事件訴訟法、国家賠償法、地方自治法等の基礎的理解があることを前提に、実務的な訴訟の対応について解説する。 各回それぞれ2時限とし、講義内容の項目は以下のとおりである。 ■第1回：自治体訟務の特色 ■第2回：各種訴訟に対する実務的対応
受講上の注意	・民事訴訟法、行政事件訴訟法、国家賠償法、地方自治法等の基礎的理解を前提とする。
使 用 教 材	・講義レジメ
効 果 測 定	なし
そ の 他 (他の課目との関連)	